

# ケアマネ「福祉NPOグループみずほ」の概要

## 1. 事業所の名称及び所在地

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 名 称     | 福祉NPOグループみずほ                          |
| 所 在 地   | 〒354-0018 富士見市西みずほ台3-3-11 ハイツみずほ台104号 |
| 電 話 番 号 | 049-268-5333 (代)                      |
| 事業者番号   | 1172900266                            |
| サービス種類  | 指定居宅介護支援事業者                           |

## 2. 営業日及び営業時間

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 営 業 日 | 月曜日から金曜日（国民の休日、12月29日～1月3日を除く） |
| 営業時間  | 午前9時00分～午後5時00分                |
| 連絡体制  | 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。      |

## 3. 通常の事業の実施地域

富士見市、三芳町（大字藤久保、大字竹間沢、みよし台）

※ 上記地域以外の方でもご相談に応じます。

## 4. 従業員の職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1人（常勤）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- ・介護支援専門員 1人以上

居宅サービス計画の作成等を行う。

- ・事務員 1人（非常勤職員1人）以上

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

## 5. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 受付による相談援助と契約
- ② 利用者の問題状況の把握と将来予測、事前評価、課題分析、資源の把握と評価
- ③ 「生活の目標」の実現を図る手段と方法・過程の設定、確認
- ④ 介護サービス事業者などによるサービス提供ケアプランに基づく調整と実施  
実施状況と利用者、家族の状況確認
- ⑤ ケアプランの実施状況の継続的把握管理と事後評価目標の達成度の確認  
新たな生活の目標の設定

## 6. 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

○事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル毎に50円

## 7. 苦情処理

事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明いたします。

## 8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

## 10. サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者）

電話番号 049-268-5333（代）

F A X 049-268-5366

受付時間 月曜日～金曜日（午前9時00分～午後5時00分）

### その他の苦情・相談窓口

○ 富士見市役所 高齢者福祉課 電話番号：049-251-2711

○ 三芳町役場 健康増進課 電話番号：049-258-0019

○ 「埼玉県国民健康保険団体連合会」（国保連合会）

介護サービス苦情相談窓口 電話番号：048-824-2568

F A X：048-824-2561

受付時間 午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝日を除く）